

# 農業土木工事 品質管理基準

平成30年4月  
宮崎県農政水産部



# 品質管理目次

農業土木工事の留意事項 ----- 1

1. 品質管理基準及び規格値

1. セメント・コンクリート

(転圧コンクリート・ダム覆工コンクリート・吹付けを除く)

県土整備部 品質管理基準 適用
--------------------

2. ガス圧接

3. 既製杭工

4. 下層路盤 ----- 3

5. 上層路盤 ----- 4

6. アスファルト安定処理路盤 ----- 5

7. セメント安定処理路盤 ----- 5

8. アスファルト舗装 ----- 5

9. 転圧コンクリート

10. グースアスファルト舗装

11. 路床安定処理工

12. 表層安定処理工 (表層混合処理工)

13. 固結工

14. アンカー工

15. 補強土壁工

16. 吹付工

17. 現場吹付法砕工

18. 河川土工

19. 海岸土工

20. 砂防土工

21. 道路土工 ----- 8

22. 捨石工

23. コンクリートダム

24. 覆工コンクリート (NATM)

25. 吹付けコンクリート (NATM)

26. ロックボルト (NATM)

27. 路上再生路盤工

28. 路上表層再生工

29. 排水性舗装工・透水性舗装工

30. プラント再生舗装工

31. 工場製作工 (鋼橋用鋼材)

32. ガス切断工

33. 溶接工

34. 工場製作工 (鋼橋用鋼材)

35. ため池堤体工 ----- 11

36. 水路工(管水路) ----- 13

県土整備部 品質管理基準 適用
--------------------

県土整備部 品質管理基準 適用
--------------------



# 農業土木工事事品質管理基準

## 農業土木工事の留意事項

### 第1節 適用

農業土木工事事品質管理基準は、宮崎県農政水産部が発注する工事（以下「工事」という。）に係る、品質管理基準について定めたものである。なお、品質管理基準工種番号1～33については県土整備部「品質管理基準」を適用するものとするが、以下の工種については、農政水産部独自の取り扱いがあることから、農業土木工事事品質管理基準を適用するものとする。

また、水産庁所管の港湾工事及び水産施設工事については、県土整備部「品質管理基準」を適用するものとする。

#### 【農業土木工事事品質管理基準を適用する工種】

- 4 下層路盤
- 5 上層路盤
- 6 アスファルト安定処理路盤
- 7 セメント安定処理路盤
- 8 アスファルト舗装
- 21 道路土工

農政水産部独自の取り扱いの部分については<農政独自>と表示しているため、留意されたい。



品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤・修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・鉄鋼スラグには適用しない。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS:クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時		○
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・再生クラッシュランに適用する。	○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	【車道部】 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上  シラス層部 X10 93%以上 X6 94%以上 X3 95%以上  【歩道部】 最大乾燥密度の85%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m <sup>2</sup> あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。  <農政独自> 施工面積500m <sup>2</sup> 未満については、測定回数について監督員と協議すること。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。  <農政独自> ※大型車の通行のない道路区分については、実施しない。但し、監督員の指示があった場合は、この限りではない。 道路区分については、監督員に確認を行うこと。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		
土の液性限界・塑性限界試験			JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	異常が認められたとき。			
含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。					

5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む 場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	土工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○		
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。			○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	土工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○	
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時			○	
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時		・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	土工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	土工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。			○
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m <sup>2</sup> あたり1個で測定とする。  なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。  <農政独自> 施工面積500m <sup>2</sup> 未満については、測定個数について監督員と協議すること。					
		粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	中規模以上の工事:1回~2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。				
		粒度(75µmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75µmふるい: ±6%以内	中規模以上の工事:1回~2回/日					
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		上層路盤仕上がり後、全幅、全区間について実施する。	<農政独自> ※大型車の通行のない道路区分については、実施しない。但し、監督員の指示があった場合は、この限りではない。 道路区分については、監督員に確認を行うこと。				
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。			
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		塑性指数PI:4以下	観察により異常が認められたとき。						
含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。	観察により異常が認められたとき。						



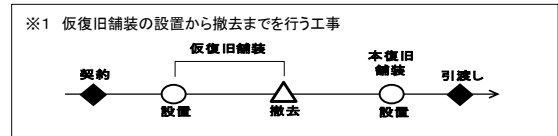
6	アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
7	セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-38	下層路盤:一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤:一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa(アスファルト舗装)、2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)。	施工前、材料変更時	安定処理材に適用する。	
				骨材の修正 CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	下層路盤:10%以上 上層路盤:20%以上	施工前、材料変更時		○
				土の液性限界・塑性限界 試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法 便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI:9以下 上層路盤 塑性指数PI:9以下	施工前、材料変更時		
	施工	必須	粒度(2.36mm フルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい:±15%以内	1回~2回/日			
			粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい:±6%以内	異常が認められたとき。			
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大 粒径が53mm以下 の場合のみ適用で きる。	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m <sup>2</sup> あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。  <農政独自> 施工面積500m <sup>2</sup> 未満については、測定個数について監督員と協議すること。			
その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。					
	セメント量試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-213,[4]-218	±1.2%以内	異常が認められたとき(1~2回/日)					
8	アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい 分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時		○
				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	施工前、材料変更時		○
				粗骨材の形状 試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	施工前、材料変更時		○
				フィラーの粒度 試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時		○
				フィラーの水 分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時		○

その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時		○
	ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下	施工前、材料変更時		○
	ファイラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	施工前、材料変更時		○
	製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率:3.0%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石:30%以下 CSS:50%以下 SS:30%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・センプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・センプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・センプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○

		薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合:全数	○
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度		○	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内		○	
		温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		その他	水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認
		ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動剥離性の確認	○
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩擦剥離性の確認	○

舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	<p>【車道】 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上</p> <p>【歩道】 基準密度の X10 92.5%以上 X6 93%以上 X3 93.5%以上</p>	<p>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</p> <p>・締固め度は、10個の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1,000m<sup>2</sup>あたり1個で測定する。</p> <p>なお、1工事あたり3,000m<sup>2</sup>以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。</p> <p>&lt;農政独自&gt; 施工面積500m<sup>2</sup>未満については、測定個数について監督員と協議すること。</p>	<p>・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。</p> <p>測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）</p> <p>&lt;農政独自&gt; 仮復旧舗装については現場密度の測定を省略する。ただし、監督員から指示がある場合はこの限りではない。</p>	
		温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
		外観検査（混合物）	目視			随時	
	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧 [1]-84	設計図書による		舗設車線毎200m毎に1回	

※<農政独自>



21 道路土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。			
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。			
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・当初及び土質の変化した時。		
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。					
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法(JIS A 1214) JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 鋪装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締めめ試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締めめ試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締めめ試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締めめエネルギーの大きな軽圧方法(例えば、標準よりも軽圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締めめ管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 $\text{m}^3$ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。				

		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。</li> <li>路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。</li> </ul> <p>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</p> <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフカピリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。</li> </ul> <p>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。</p> <p>または、設計図書による。</p>	<p>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とし、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>500m<sup>2</sup>未満: 5点</li> <li>500m<sup>2</sup>以上1000m<sup>2</sup>未満: 10点</li> <li>1000m<sup>2</sup>以上2000m<sup>2</sup>未満: 15点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大粒径&lt;100mmの場合に適用する。</li> <li>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>
		または、「TS・GPSを用いた盛土の締固め管理要領」による	<p>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。</li> <li>1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。</li> <li>土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</li> </ol>	
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		<p>路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。</li> </ul>
	<農政独自>たわみ確認			<p>&lt;農政独自&gt;路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。※大型車の通行のない道路区分については、監督員に確認を行うこと。</p>	<p>&lt;農政独自&gt;荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。</p>
その他	平板載荷試験	JIS A 1215		<p>各車線ごとに延長40mについて1箇所割で行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セメントコンクリートの路盤に適用する。</li> </ul>
	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	<p>各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。</p>	
	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	<p>路体の場合、1,000m<sup>3</sup>につき1回の割合で行う。ただし、5,000m<sup>3</sup>未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m<sup>3</sup>につき1回の割合で行う。ただし、1,500m<sup>3</sup>未満の工事は1工事当たり3回以上。</p>	
	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	<p>必要に応じて実施。 (例)トラフカピリティーが悪いとき。</p>	
	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	<p>ブルーフローリングでの不良箇所について実施</p>	

35 ため池堤体工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
		そ の 他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	
	施 工	必 須	現場密度の測定	最大乾燥密度の95%以上。	<p>【堤体部について】 施工延長80mまでは1測点。さらに80m毎に1測点追加する。(例:85mでは2測点)なお、試験は盛土高60cmに達する毎に行うものとする。測定箇所については別紙1図1・2を参照の上、監督員と協議し決定するものとする。</p> <p>【取水口・底樋などの施工により、現況堤体を掘削する場合について】 1測点とし、試験は盛土高60cmに達する毎に行うものとする。測定箇所については別紙2図3・4を参照の上、監督員と協議し決定するものとする。</p>	<p>・左記の規格値を満たしていても、供試体の現場密度が最大乾燥密度の90%を下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>	
				<p>最大粒径≤53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径&gt;53mm: 舗装試験法便覧 1-7-2</p>			

			<p>1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の95%以上。 又は、設計図書による。</p>	<p>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とし、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>面積 (m<sup>2</sup>)</td> <td>0~500</td> <td>500~1000</td> <td>1000~</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m <sup>2</sup> )	0~500	500~1000	1000~	測定点数	5	10	15	<p>・最大粒径&lt;100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする</p>
面積 (m <sup>2</sup> )	0~500	500~1000	1000~										
測定点数	5	10	15										
		<p>または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)</p>	<p>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。</p>	<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>									
その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	モニタリングのための試験である。								
	コーン指数の測定	舗装試験法便覧1-2-1	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	モニタリングのための試験である。								



36 水路工 (管水路) ①土工及び 管布設	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
			36 水路工 (管水路) ②路体、路床	材料	必須	現場密度の測定	JIS A 1210 A・B法
締固め度		$\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$				施工延長200m毎に1回、左右両側で測定する。 上記未満は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は別紙3を参照。	
漏水試験		圧力の低下がないこと 地表面に水がしみ出すなどの異常がないこと				施工完了後に実施 充水完了後12時間以上経過後に確認	試験後に異常が確認された場合は、原因を究明し、対策を講じた後に再試験を行う
現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 191 突砂法	<ul style="list-style-type: none"> <li>路体: 最大乾燥密度の90%以上。</li> <li>路床: 最大乾燥密度の95%以上。</li> <li>その他、設計図書による。</li> </ul>				施工延長200m毎に1回測定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする</li> </ul>
土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。				当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。
土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。				当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。
土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。				当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。
土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。				必要に応じて。	必要に応じて。
土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。				必要に応じて。	必要に応じて。
土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。				必要に応じて。	必要に応じて。
土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			
土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			
土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			

36 水路工 (管水路) ③下層路盤  ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「4 下層路盤」に準ずる。	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・鉄鋼スラグには適用しない。	○
	材料	必須	鉄鋼スラグの水膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS:クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・再生クラッシュランに適用する。	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	【車道部】 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上  シラス層部 X10 93%以上 X6 94%以上 X3 95%以上  【歩道部】 最大乾燥密度の85%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m <sup>2</sup> あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。		

36 水路工 (管水路) ④上層路盤  ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「5 上層路盤」に準ずる。	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む 場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	土工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○			
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。			○		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	土工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。		○		
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		○		
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		○		
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		○		
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		○		
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	土工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。		○	
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	土工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。			○	
			施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<農政独自> 施工面積500㎡未満については、測定回数について監督員と協議すること。 ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。			
					粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	中規模以上の工事:1回~2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
					粒度(75µmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75µmふるい: ±6%以内	中規模以上の工事:異常が認められたとき。			
					その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	観察により異常が認められたとき。		
含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				観察により異常が認められたとき。					

36 水路工 (管水路) ⑤アスファルト舗装  ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「8 アスファルト舗装」に準ずる。	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	施工前、材料変更時		○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	施工前、材料変更時		○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時		○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時		○
	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○	
		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時		○	
		フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-59	3%以下	施工前、材料変更時		○	
		フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-61	1/4以下	施工前、材料変更時		○	
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下	施工前、材料変更時		○	
		製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時		○	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下	施工前、材料変更時		○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	施工前、材料変更時		○	
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	施工前、材料変更時		○	

		針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・センプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・センプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・センプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・センプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・センプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・センプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・センプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合: 全数		○
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○
プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○
		温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○

舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	<p>【車道】 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上</p> <p>【歩道】 基準密度の X10 92.5%以上 X6 93%以上 X3 93.5%以上</p>	<p>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m<sup>2</sup>あたり1個で測定する。 なお、1工事あたり3,000m<sup>2</sup>以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。</p> <p>&lt;農政独自&gt; 施工面積500m<sup>2</sup>未満については、測定回数について監督員と協議すること。</p>	<p>・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。</p> <p>&lt;農政独自&gt; 仮復旧舗装については現場密度の測定を省略する。ただし、監督員から指示がある場合はこの限りではない。</p>
		温度測定(初転圧前)	温度計による。	110°C以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。
		外観検査(混合物)	目視			随時
その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による		舗設車線毎200m毎に1回	

<農政独自>

※1 仮復旧舗装の設置から撤去までを行う工事

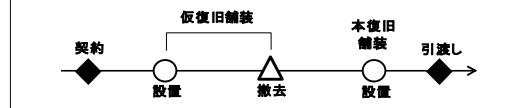


図1 埋体工における盛土の密度管理イメージ  
 <上流側>

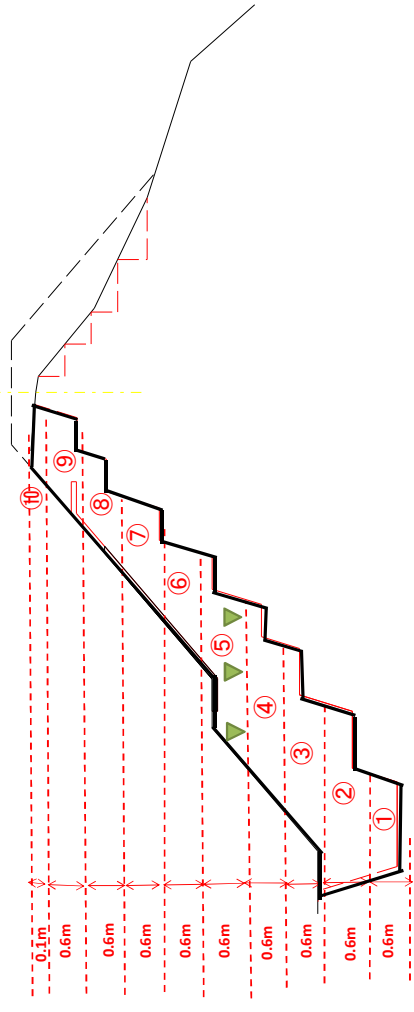
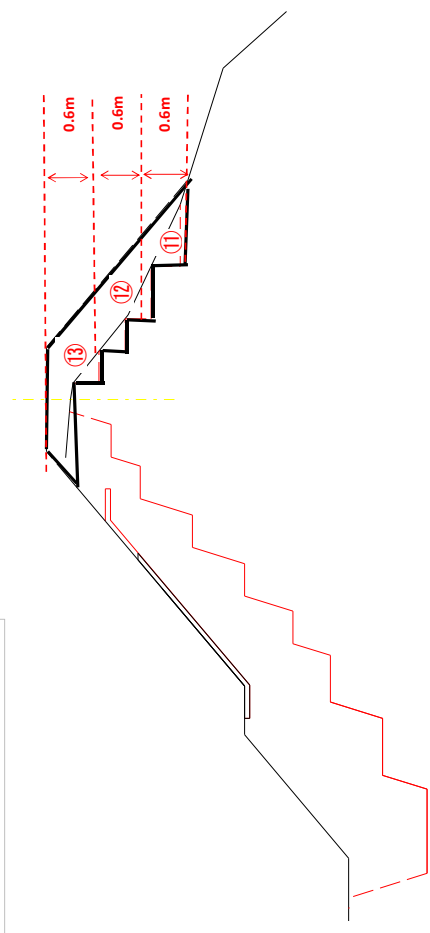


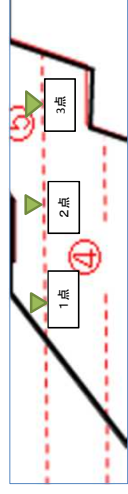
図2 埋体工における盛土の密度管理イメージ  
 <下流側>



<留意事項>

- 1) 試験は原則、盛土高60cmに達する毎に実施とするが、施工の都合上、盛土高60cm未満の部分で実施することは妨げないものとする。
- 2) 設計上、堤頂部で盛土高が60cm未満となる部分が出た場合は、監督員と協議の上、測定の省略が出来るものとする。  
 ※例⑩の測定位置
- 3) 1)試験は横断方向に3点実施し平均値とする。

※盛土高60cmにつき1試験(3点)の密度試験の実施箇所例  
 (图中④の密度管理を例として示す。)



※横断幅が狭く横断方向で3点の試験が出来ない場合は千鳥配置又はため池軸方向で3点実施する。  
 (ため池上部から見た図により密度試験実施箇所を示す。)

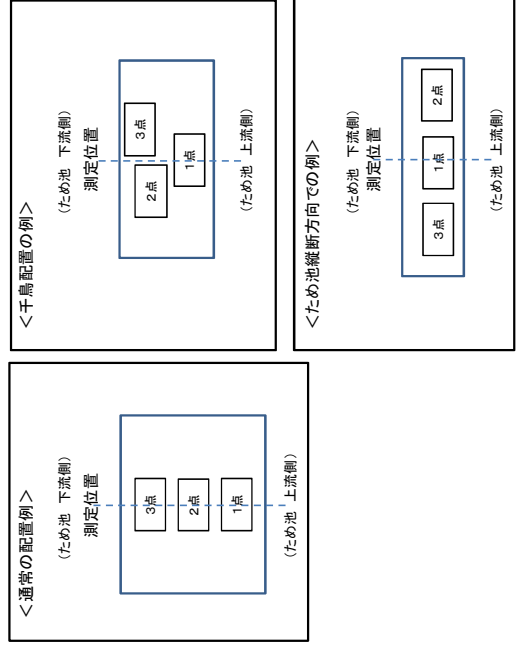


図4 底層工における盛土の密度管理イメージ 縦断面

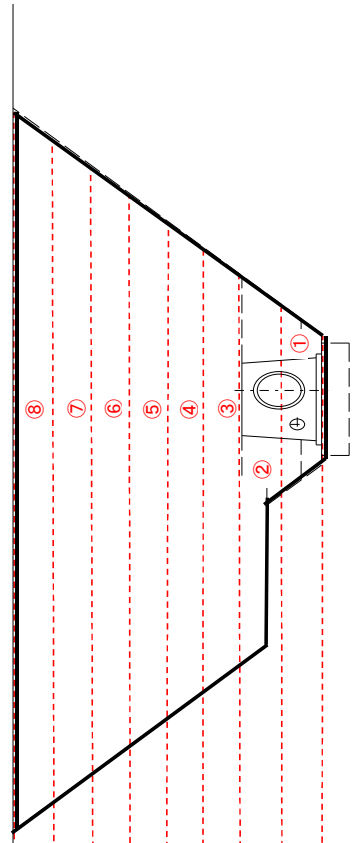
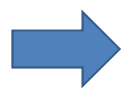
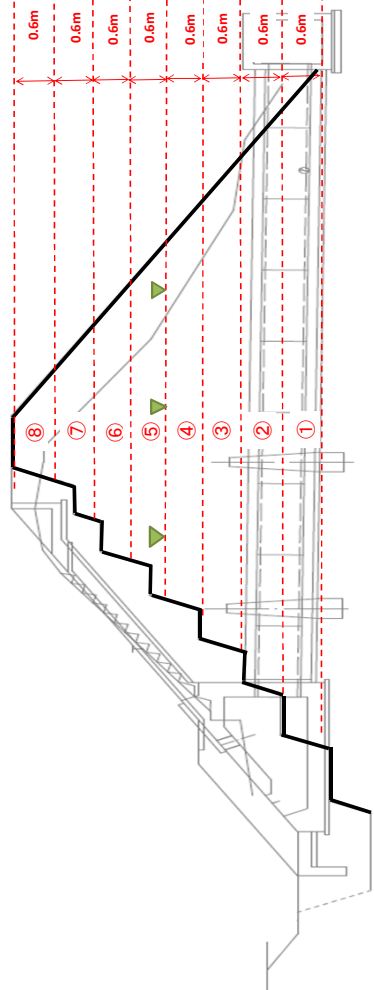


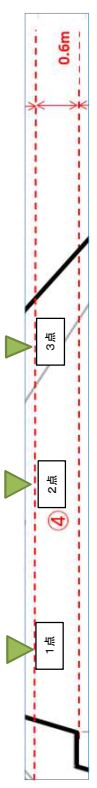
図3 底層工における盛土の密度管理イメージ 横断面



<留意事項>

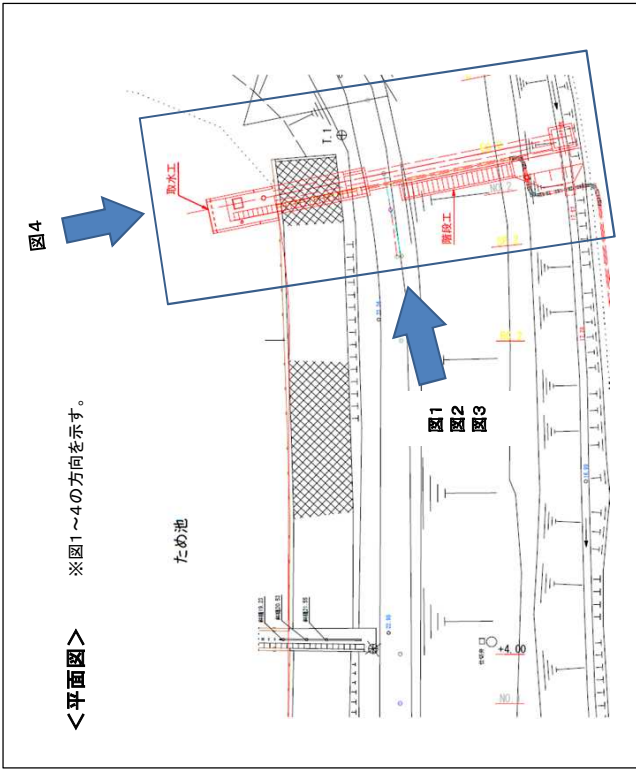
- 1) 試験は原則、盛土高60cmに達する毎に実施とするが、施工の都合上、盛土高60cm未満の部分で実施することは妨げないものとする。
- 2) 設計上、堤頂部で盛土高が60cm未満となる部分が出た場合は、監督員と協議の上、測定の間隔が出来るものとする。
- 3) 横断幅が狭く横断方向で3点試験が出来ない場合は、千鳥配座又はため池軸方向で3点実施する。

※盛土高60cmにつき1試験(3点平均)の密度試験の実施箇所例 (図中④の密度管理を例として示す。)



<平面図>

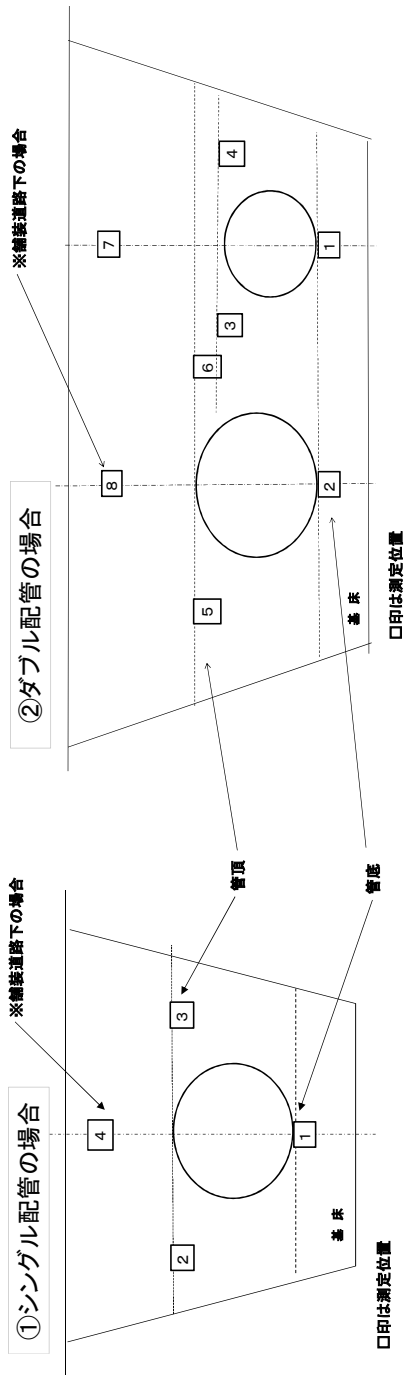
※図1~4の方向を示す。





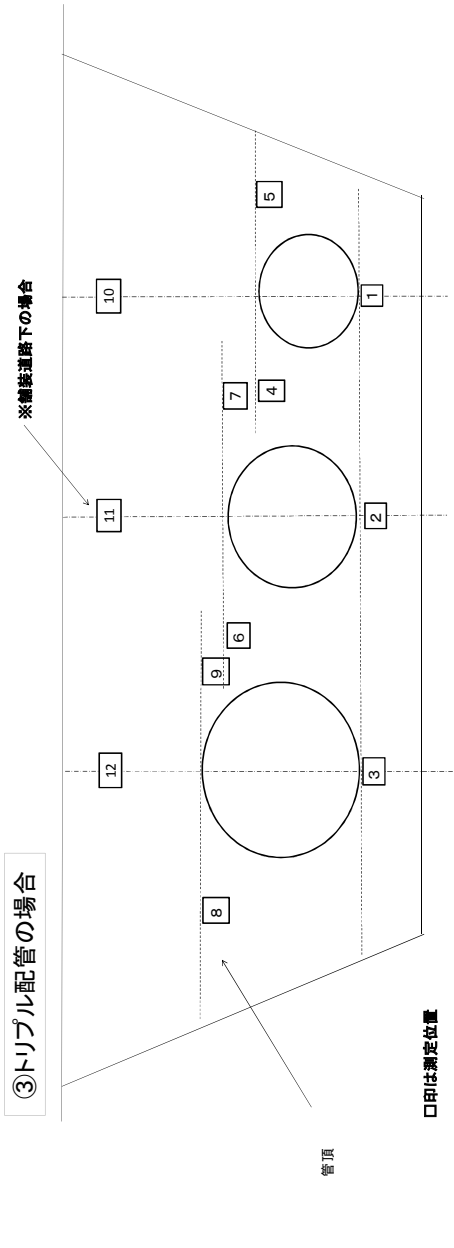
# 管水路工 現場密度測定箇所 (案)

## 別紙3



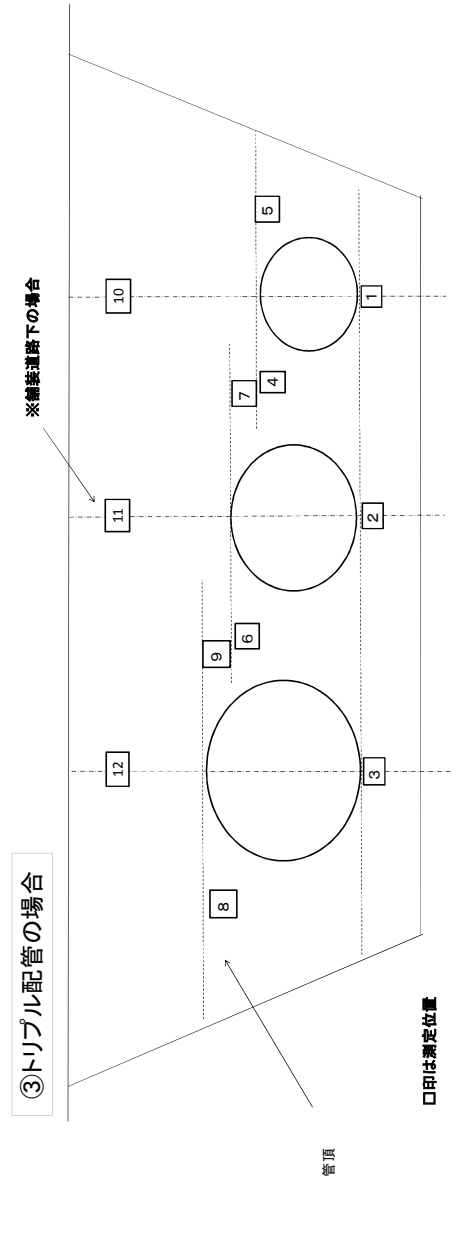
②ダブル配管の場合 千鳥管理

1回目 : 1・3・4・7	←	1回目、2回目の繰り返し。
2回目 : 2・5・6・8		※1回目、2回目で測定箇所を変える(千鳥管理)



③トリプル配管の場合 千鳥管理

1回目 : 1・4・5・10	←	3回目まで終わったら1回目の管理箇所に戻る。
2回目 : 2・6・7・11		
3回目 : 3・8・9・12		
※1~3回目で測定箇所を変える(千鳥管理)		



【管理点が2回となる場合】

③トリプル配管の場合

1回目 : 3・8・9・12
2回目 : 1・4・5・10

※土質試験センターに確認したところ、密度試験を行う場合、幅50cm以上ないと試験を行えないとのこと。  
このことを踏まえ、管間部の密度箇所については管頂部での測定とします。

